

札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱

平成 21 年 8 月 28 日	環境局長 決裁
平成 21 年 12 月 25 日	一部改正
平成 26 年 4 月 1 日	一部改正
平成 28 年 4 月 1 日	一部改正
平成 29 年 7 月 1 日	一部改正
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 5 月 1 日	一部改正
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正
令和 5 年 4 月 1 日	一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策として、箱型ごみステーション器材を敷地内に設置等する者に対し、費用の一部を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) ごみステーション ごみ収集当日のみ、ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (2) 箱型ごみステーション器材 敷地内のごみステーションに設置される、ごみを収納するために用いる箱型等のごみステーション器材で、次表に定める形状を有する耐久性のあるもの。ただし、自動ごみ貯留排出装置及びこれに類するものを除く。

形状	形状説明	具体例
箱型	開口部付きの開放部のない（底部を除く）箱状のもので、ごみを収集する際に、内部への進入を要しないもの（折りたたみ式箱型を含む）	ロッカー、コンテナ等
物置型	開口部付きの開放部のない物置等に類する形状のもので、ごみを収集する際に、内部への進入を要するもの	収納庫（トランクルーム）、物置等
一部開放型	コの字状等の一部が開放された形状のもの	囲い（コンクリート製、ブロック製、木製等）

- (3) 共同住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物をいう。
- (4) 共同住宅の所有者等 共同住宅の所有者又は所有者以外にその建築物の管理について権限を有するものがあるときは当該権限を有する者をいう。

(助成対象)

第 3 条 この要綱において助成を受けることができる者は、次の各号に定めるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 次のア～ウのいずれかに該当する者
 - ア 地域住民が共同で使用する家庭系ごみステーションを実質的に管理している団体等
 - イ 共同住宅でごみステーションの新設に伴い箱型ごみステーション管理器材を設置する場合には、「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関

する要綱（平成 20 年 3 月 28 日環境局長決裁。以下「ごみステーションの設置等に関する要綱」という。）」第 11 条第 1 項に該当する共同住宅を除くすべての共同住宅の所有者等

ウ 共同住宅で箱型ごみステーション器材を経年劣化等により更新する場合においては、すべての共同住宅の所有者等

- (2) 設置等した箱型ごみステーション器材を適正に管理できること。
 - (3) 助成の決定を受けてから購入及び設置等すること。
 - (4) 収集作業時の安全確保に協力することができること。
 - (5) 設置等状況調査、又は報告に応じることができること。
 - (6) 設置等にあたり、法、政令、省令その他の関係法令を遵守できること。
- 2 前項に定める者が次の各号に定める基準のいずれかに該当する箱型ごみステーション器材の設置等を行う場合に助成金を交付する。
- (1) 新たに第 3 項に定める基準を満たす箱型ごみステーション器材を設置する場合
 - (2) 既に設置されているごみステーション器材を第 3 項に定める基準を満たす箱型ごみステーション器材に変更する場合
 - (3) 既に設置されている箱型ごみステーション器材が、破損等によりその使用に支障をきたし、新たに第 3 項に定める基準を満たす箱型ごみステーション器材の設置を必要とする場合及び破損部分等を修繕等により現状に復する場合
- 3 第 1 項第 1 号のアに該当する者については、次の各号に定める基準を満たしていることを要件とする。
- (1) 設置者が使用権限を有する土地に設置する箱型ごみステーション器材であること。
 - (2) 地域住民が共同で使用する箱型ごみステーション器材であること。
 - (3) 次のア～エに定める設置場所に関する基準を満たしていること。
 - ア ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができる、道路に接する場所であること。
 - イ 交差点、横断歩道付近等道路交通法に抵触する場所でなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行える場所であること。
 - ウ 道路に接する敷地のうち次の(イ)から(ロ)に接する場所があるときは、これを除く場所であること。
 - (イ) 見通しの悪いカーブした道路
 - (ロ) 急勾配の道路
 - (ハ) 回転又は方向転換する場所がない袋路状道路
 - エ 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
 - (4) 次のア～カに定める構造に関する基準を満たしていること。
 - ア 道路又は通路に接する長さが奥行きよりも長い形状とすること。
 - イ 雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。
 - ウ コンクリート、ブロック等の腐食しない材質であること。
 - エ 箱型の場合は、上部又は前面に開口部を設け、収集作業に支障のない形状であること。
 - オ 物置型の場合は、次の(イ)から(ロ)に定める基準を満たしていること。
 - (イ) ごみ収集車停車位置側に幅 1.5m 高さ 2m 以上の開口部を設けること。

(イ) 屋根を設置する場合は高さ 2m 以上とすること。

(ロ) 扉を設置する場合は、扉等の開閉部は、引戸、シャッター等の収集作業に支障がない扉とし、扉を開いたときの開口部は幅 1.5m 高さ 2m 以上とすること。扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。

カ ごみステーション器材の扉等は敷地から出ない構造とすること。

(5) この要綱に定めるもののほか、法、政令、省令その他の関係法令に抵触しない性状であること。

4 第 1 項第 1 号のイ又はウに該当する者については、設置者が使用権限を有する既存共同住宅敷地内に設置し、ごみステーションの設置等に関する要綱第 17 条から第 19 条までに定める基準を満たし、かつ、この要綱に定めるもののほか、法、政令、省令その他の関係法令に抵触しない性状であることを要件とする。

(助成額及び助成限度額)

第 4 条 助成金の額は、予算の範囲内において、以下のとおりとする。

(1) 1 箇所あたりの工事費、設置費等の付帯経費を除く設置等に要する費用（消費税を含む）の 2 分の 1 に相当する額とし、50,000 円を限度とする。ただし、一部開放型でごみの囲い込みにネット等による補完を必要とするものについては、16,000 円を限度とする。

(2) 前項の規定に関わらず、町内会（町内会名簿に登録されているものに限る。ただし、共同住宅の住人のみで組織されている団体は除く）が民有地等の敷地内に共用の箱型ごみステーション器材（一部開放型を除く）を設置する場合は 1 箇所あたりの工事費、設置費等の付帯経費を除く設置等に要する費用（消費税を含む）の 4 分の 3 に相当する額とし、75,000 円を限度とする。

2 助成金の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(設置計画及び計画確認)

第 5 条 第 3 条第 1 項第 1 号のアに該当する者が助成金の交付を申請しようとする場合は、申請前に「箱型ごみステーション器材設置等計画書」（様式 1）を清掃事務所長に提出し、その承認を得なければならない。

2 第 3 条第 1 項第 1 号項のイ又はウに該当する住戸 6 戸以上の共同住宅の所有者等が、助成金の交付を申請しようとする場合は、ごみステーションの設置等に関する要綱第 15 条第 2 項に定める協議の際に「共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書（既存共同住宅）」を清掃事務所長に提出し、その承認を得なければならない。住戸 6 戸未満の場合もこれに準じる者とする。

3 清掃事務所長は、第 3 条第 1 項第 1 号のアに該当する者から、第 1 項の規定に基づく「箱型ごみステーション器材設置等計画書」（様式 1）が提出された場合は、計画内容を審査のうえ、計画内容が第 3 条第 3 項第 2 号から第 5 号に定める基準を満たしていることを確認したときは、「箱型ごみステーション器材設置等計画要件適合確認通知書」（様式 2。以下「計画確認書」という。）を発行するものとする。

(交付申請及び交付決定通知)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、「箱型ごみステーション器材設置費助成金交付申請書」（様式 3）を市長に提出するものとする。

(1) 計画確認書の写し、又は前条第 1 項後段に定める清掃事務所長の承認を得た「共

同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書（既存共同住宅）」の写し

- (2) 箱型ごみステーション器材設置等同意書（様式4）
 - (3) 設置等に要する経費の内訳が明記されている見積書等の写し
 - (4) 付近見取り図
 - (5) 配置図
 - (6) 詳細図（箱型ごみステーション器材形状図）
- 2 市長は、前項の申請内容を審査のうえ助成金の交付を決定したときは、申請者に対し、「箱型ごみステーション器材設置費助成金交付決定通知書」（様式5。以下「交付決定通知書」という。）を発行するものとする。
 - 3 前項の審査の結果により交付することが不相当と認めた時は、市長は直ちに申請者に対し、その旨を通知するものとする。
（助成金の変更交付申請等）

第7条 前条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者が、助成金の交付決定後、助成の対象となった箱型ごみステーション器材の設置等中止し、又は取りやめるときは、「箱型ごみステーション器材設置等中止届出書」（様式6）を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第1項の規定により助成金交付決定通知を受けた者が、助成金の交付決定後、助成の対象となった箱型ごみステーション器材の設置等の内容を変更しようとするときは、「箱型ごみステーション器材設置費助成金変更交付申請書」（様式7）に変更後の内容に改訂した第5条第1項の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項に基づく変更の申請があったときは、これを審査し、必要に応じて助成金を変更し、「箱型ごみステーション器材設置費助成金変更交付決定通知書」（様式8）により通知するものとする。
（設置等報告及び助成金交付請求）

第8条 第6条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者（前条第1項の届出を行った者を除き、箱型ごみステーション器材設置等の内容に変更がある場合にあっては、同条第3項の助成金変更交付決定通知書を受けた者に限る。以下「助成決定者」という。）が、助成の対象となった箱型ごみステーション器材（以下「助成対象箱型ごみステーション器材」という。）の設置等をしたときは、速やかに「箱型ごみステーション器材設置等報告兼助成金交付請求書」（様式9）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象箱型ごみステーション器材の設置等に関する状況を示す写真
 - (2) 助成対象箱型ごみステーション器材の設置等に要する経費、仕様等が確認できる書類（領収証等）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に定める助成金の交付請求は、第6条に規定する助成金交付決定通知を受けた日（第7条第1項の届出を行った場合を除き、箱型ごみステーション器材設置等の内容に変更がある場合にあっては、同条第3項の助成金変更交付決定通知書を受けた日に限る。）の属する札幌市における会計年度の末日までに行わなければならない。

（交付）

第9条 市長は、前条の規定による助成金の交付請求を受けた場合において、その内

容を審査し適正と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の交付は、助成決定者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。

(助成金交付の条件)

第10条 前条の規定により助成金の交付を受けた者（以下「助成金受領者」という。）は、助成対象箱型ごみステーション器材を、市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 助成対象箱型ごみステーション器材は、助成金交付後においても第3条第3項に定める基準を満たしていなければならない。

- 3 市長は、助成金受領者が第1項の市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を札幌市に納付させることができる。

(助成金の決定の取消等)

第11条 市長は、助成決定者又は助成金受領者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 助成対象箱型ごみステーション器材の設置等を中止し、又は取りやめたとき。
- (2) 前条の交付条件その他のこの要綱に定める規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって助成決定及び助成金を受けたとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成金交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の交付の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき、市長が定める算出方法により算出した加算金を札幌市に納付するものとする。
- 3 第1項の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき、市長が定める算出方法により算出した延滞金を札幌市に納付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

箱型ごみステーション器材設置等計画書

年 月 日

(あて先) 札幌市環境局環境事業部
____清掃事務所長

設置計画者 団体名
住 所
氏 名

札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱第5条第1項の規定により、箱型ごみステーション設置等の計画について、下記のとおり提出します。

記

1 箱型ごみステーション器材設置等予定地

※ 設置者が使用権限を有する土地であること。(歩道など公道上の設置は不可)

住 所	区
-----	---

2 箱型ごみステーション器材の形状

(形状詳細は、別添「箱型ごみステーション器材形状図」のとおり)

- 箱型
- 物置型
- 一部開放型

3 利用世帯数

_____世帯

4 箱型ごみステーション器材の容積

_____ℓ

※ 容量が足りない場合の増設は助成の対象となりませんのでご注意ください。

- ・添付書類：付近見取り図、配置図(敷地平面図)、箱型ごみステーション器材形状図
- ・□欄には、該当するところに「✓」を記入してください。
- ・受付欄は、清掃事務所使用欄ですので、記入しないでください。

受 付 欄

(様式2)

札環 清第 号
年 (年) 月 日

箱型ごみステーション器材設置等計画要件適合確認通知書

団体名
住 所
氏 名 様

札幌市環境局環境事業部
____ 清掃事務所長

平成 年 月 日付け札環 清第 号にて受け付けた箱型ごみステーション器材設置計画について、札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱第5条第3項の規定により、同要綱第3条第3項第2号から第5号に定める基準を満たしていることを下記のとおり確認したので通知します。

記

1 箱型ごみステーション器材設置等予定地

住 所	区
-----	---

2 箱型ごみステーション器材の形状

箱型

物置型

一部開放型 (形状詳細は、別添「箱型ごみステーション器材形状図」のとおり)

(様式3)

箱型ごみステーション器材設置費助成金交付申請書

(新規・更新・修繕)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者	団体		○管理会社等であれば会社名 ○振込み口座名義が団体名の場合はその団体名と同一であること
	代表者氏名	(肩書)	○振込み口座名義が個人名の場合はその名義人と同一であること
	住所	〒□□□-□□□□ 区	○地域団体であれば代表者住所 ○管理会社等であれば会社所在地
	電話	() -	○代表者の連絡先

申請に来た方の連絡先 (申請者と異なる場合のみ記入)

氏名		連絡先	
----	--	-----	--

札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱第6条第1項の規定により、助成金の交付を申請します。

1 箱型ごみステーション器材設置等予定地 (設置計画書と同一の場所であること)

設置等予定場所	区	
土地所有者	氏名	
	住所	
	電話	() -

2 交付申請金額

00 円

3 助成金交付決定通知書送付先 (申請者と異なる場合のみ記載してください)

送付先	氏名	(団体名・会社名) (肩書き)
	住所	〒□□□-□□□□ 区
	電話	() -

4 添付書類

- 札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱第3条第1項第1号のアに該当する者については、計画確認書の写し、イ又はウに該当する者については、同要綱第5条第2項に定める清掃事務所長の承認を得た「共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書 (既存共同住宅)」の写し
- 箱型ごみステーション器材設置等同意書 (様式4)
- 設置等に要する経費の内訳が明記されている見積書の写し
- 付近見取り図
- 配置図
- 詳細図 (箱型ごみステーション器材形状図)

(様式 4)

箱型ごみステーション器材設置等同意書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(土地・建物所有者)

住 所

氏 名

印

※自ら署名した場合は押印の省略可

札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成制度の申請者が対象箱型ごみステーション器材の設置等を予定している土地・建物は、私の所有に係るものであるため、申請者に対し、善良な管理義務を課すことを条件に、助成対象箱型ごみステーション器材の設置等に同意します。

記

設置等予定場所	
申請者の氏名	
申請者の住所	
申請者との関係	
備 考	

※ 土地・建物所有者が複数の場合は、用紙を変えて提出してください。

※ 賃貸借契約が締結されている場合は、契約書の写しを添付してください。

(様式5)

箱型ごみステーション器材設置費助成金交付決定通知書

年 月 日

団体	
住所	〒□□□-□□□□ 区
氏名	様

札幌市長

札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱第6条第2項の規定により、助成金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額

			0		0
--	--	--	---	--	---

 円

2 箱型ごみステーション器材設置等予定地

住 所	区
-----	---

3 交付決定番号

--

(様式 6)

箱型ごみステーション器材設置等中止届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

団 名
住 所
氏 名

年 月 日付けで下記のとおり交付決定通知のありました対象箱型ごみステーション器材の設置等について、計画を中止したので、札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱第7条第1項の規定により、届出ます。

記

1 交付決定額

			0	0
--	--	--	---	---

 円

2 箱型ごみステーション器材設置等予定地

住 所	区
-----	---

3 交付決定番号

--

4 計画中止の理由

--

(様式 7)

箱型ごみステーション器材設置費助成金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

団 体
住 所
氏 名

年 月 日付けで下記のとおり交付決定通知のありました対象箱型ごみステーション器材の設置等について、計画を変更したいので、札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱第 7 条第 2 項の規定により、届出ます。

記

1 交付決定番号 _____

2 計画変更の内容

	変更前	変更後
対象箱型ごみステーション器材に係る仕様等の変更		
対象箱型ごみステーション器材の設置に係る経費		
交付申請金額		
設置等完了予定日	年 月 日	年 月 日

添付書類 変更後の内容に改訂した次の各号に定める書類

- (1) 札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱第 3 条第 1 項第 1 号のアに該当する者については、計画確認書の写し、イ又はウに該当する者については、同要綱第 5 条第 2 に定める清掃事務所長の承認を得た「共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書（既存共同住宅）」の写し
- (2) 箱型ごみステーション器材設置等同意書（様式 4）
- (3) 設置等に要する経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (4) 付近見取り図
- (5) 配置図
- (6) 詳細図（箱型ごみステーション器材形状図）

3 変更理由

--

(様式 8)

箱型ごみステーション器材設置費助成金変更交付決定通知書

年 月 日

団体	
住所	〒□□□-□□□□ 区
氏名	様

札幌市長

札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成金交付要綱第7条第3項の規定により、助成金の変更交付を決定したので通知します。

1 交付決定額

変更前	変更後										
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円				0	0	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円				0	0
			0	0							
			0	0							

2 箱型ごみステーション器材設置等予定地

変更前	
変更後	

3 交付決定番号

--

